

**「個人情報保護条例」の改正に係る「情報公開・個人情報保護審査会」の
中間取りまとめに対する市民意見とそれに対する考え方**

中間取りまとめ項目	頁	意見要旨	審査会の考え方
全般		異議なし。	利活用に力点は置かれるものの、保護との両立を目指すものであるので、特段の修正は不要と考えます。
		個人情報の利活用より、その確実な保護を優先する方向で改正すべき。	
		情報漏えいしないよう努めるべき。	
3 開示請求等に対する決定期間について	3	実務上 100%処理ができています。60 日以内を確保するのが妥当（2件）	法に従い 60 日を確保しますが、速やかな開示に努めるべきことを定めることで、市民サービス低下を防ぎます（修正なし）。 写しの交付方法の多様化など、可能なものから DX 化を推進していきます。
		現状は 14 日以内で対応可能とのことだが、時間外勤務の結果と推察する。 14 日に限定せず十分な期間を設けるとともに、DX 化を進め、効率化を図るべき。	
		必要以上に遅延することがないよう、責務的規定を設けることに賛同する。 期限延長の手続も多用されている現状を踏まえると、新法の原則を短縮するのは適切ではない。	
4 開示の実施方法について	4	紙文書等をスキャナー等で読み取って、電磁的記録を媒体に複製して交付するという方法は、利便性の向上に資するので妥当（2件）	本人開示請求は、開示内容に個人情報が含まれているため、オンライン交付の導入には慎重な検討が必要と考えております（修正なし）。
		オンライン交付は、市民の利便性向上に大きく資するものと考ええる。しかしながら、仮に誤った先に交付した場合、その被害も大きくなることも想定されるので、交付手続は万全なものとする必要がある	

		電磁的記録の交付方法については、インターネット上からダウンロードするような選択肢も必要	
5 開示請求に関する手数料の徴収について	5	開示文書の写真撮影は、閲覧の域を超えており手数料を徴収すべき。	撮影により本市に手数料が発生することはないので、手数料は考えていません。
		<p> 税金が厳しい中で市政運営を行う上では、国のように請求自体に手数料を徴収すべき。 支払手段は、クレジットカードやバーコード決済なども検討すべき。 </p>	<p> 市民の皆様の知る権利の行使や自己情報の適正の確認を容易ならしめるため、請求自体の手料は考えていませんが、電磁的記録の写しの交付に際して従量制の導入等を検討していきます。 </p>
		開示請求は、ごく一部の方しか利用していないと思われる。一部の利用者に一定の負担を求めると、本当の意味での公平ではないか。	<p> 悪質な開示請求は、権利の濫用によるものとして請求を却下する運用をしています。 </p>
		<p> 手数料について「市民の使い勝手等を考慮し、閲覧だけであれば徴収しないのが適当」とあるが、制度運用にかかっている労力や費用を考えると徴収すべき（情報公開法要綱案参照）。 手数料徴収には、開示請求制度の濫用防止の意味もある（情報公開法制定時の衆参両院での付帯意見参照）。 「市民の使い勝手等」という曖昧な理由ではなく、立法事実をきちんと把握した上で実質的な議論がなされるべき。 </p>	<p> また、決済手段の多様化については、手数料歳入の取扱件数や導入に伴う費用対効果を考慮しながら検討してい </p>

		大量請求者のために開示に時間がかかっていると聞いたことがあるが、これでは他の市民にも不利益が生じる。悪質な開示請求者には有料化を検討すべき。	くことが必要と考えています（修正なし）。
6 開示に関する手数料の額について	6	データ開示手数料における従量制の導入は、適正負担の点から評価できる。	原案どおり
12 簡易開示制度について	12	利用頻度の高い制度なので、新条例に規定し、引き続き制度を運用することが実態に沿っている。（2件）	原案どおり